

茨城県農業経営改善計画認定要領

令和2年4月1日付け 農技第2号 制定
令和2年12月25日付け 農技第857号 改正
令和3年4月1日付け 農技第109号 改正
令和5年4月1日付け 農経第542号 改正
令和5年7月1日付け 農経第544号 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。)及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)の規定に基づいて知事が農業経営改善計画(以下「計画」という。)を認定する場合の円滑な執行を図るため、関係機関の役割及び必要な事務手続きを定める。

(用語)

第2条 法、施行規則及び基本要綱に基づく定義又は省略された用語は、この要領においても適用する。

(手順及び役割)

第3条 計画認定及び変更認定の手順及び役割は、次のとおりとする。

- (1) 事前相談 認定申請者は、住所地を管轄する農林事務所(以下「管轄農林事務所」という。)企画調整部門に事前相談を行う。
管轄農林事務所長は、関係市町村長と連携して、認定申請者からの事前相談に対応する。
 - (2) 申請 認定申請者は、管轄農林事務所企画調整部門に、農業経営改善計画認定申請書(以下「申請書」という。)を提出する。
なお、関係市町村が複数の農林事務所にまたがる場合は、管轄農林事務所企画調整部門を経由して、農業経営課に申請書を提出する。
 - (3) 意見聴取 農業経営課長又は管轄農林事務所長は、関係市町村長の意見聴取を行う。
 - (4) 意見 関係市町村長は、農業経営課又は管轄農林事務所企画調整部門に意見書を提出する。
 - (5) 審査 農業経営課長又は管轄農林事務所長は、計画の認定の適否の審査を行う。
 - (6) 通知 農業経営課長又は管轄農林事務所長は、認定申請者に対し、認定結果の通知を行う。
- 2 取下申出書、取消しに係る申出書及び農業経営改善計画認定証明申請書の提出先は前項(2)に、これらの通知等を行う者は前項(6)に準じるものとする。
- 3 管轄農林事務所と関係市町村を管轄する農林事務所が異なる場合は、双方の企画調整部門及び認定申請者の間で協議の上、役割を決定するものとする。

(標準処理期間)

第4条 標準処理期間は、原則1か月間とする。

(事前相談)

第5条 認定申請者からの申請書の作成支援等に係る事前相談については、管轄農林事務所長が、関係市町村長と連携して対応することを基本とする。

(申請)

第6条 認定申請者は、申請書を知事に提出する。

2 認定申請者は、計画の認定に係る個人情報の取り扱いについて、申請書の提出時に様式1を提出する。

(意見聴取)

第7条 知事は、関係市町村長へ様式2により意見を照会する。

2 関係市町村長は、前項の照会を受けてから原則2週間以内に、自らが認定する場合と同様に適否を判断し、知事へ様式3により意見を回答する。

(審査)

第8条 知事は、関係市町村長の意見を踏まえ、関係市町村の基本構想等の認定要件に照らし、認定の適否を判断する。

2 関係市町村長から認定が適当でない旨の回答があった場合は、認定要件に照らして合理的なものであるかを確認のうえ、必要に応じて関係市町村と調整したうえで認定の適否を判断する。

(通知)

第9条 知事は、計画の認定又は変更認定をする場合は、原則として認定申請者に対し、様式4により電子メールにて、通知する。なお、紙文書による交付を希望する申請者は、電子情報処理組織により交付することができる処分通知等に係る実費徴収に関する要項に基づき、これに係る費用を負担するものとする。

2 知事は、関係市町村長及び公益社団法人茨城県農林振興公社理事長その他関係機関の長に対し様式5-1により、計画の認定、変更認定又は認定の取消しを通知する。

3 農業経営課長又は管轄農林事務所長は、関係各課長及び関係市町村を管轄する農林事務所長に対し、様式5-2により、計画の認定、変更認定又は認定の取消しを通知する。

4 知事は、計画が認定要件に適合しないと判断して却下する場合は、様式6により認定申請者に通知する。

(取下げ)

第10条 認定申請者が申請書を取り下げる場合は、様式7を知事に提出する。

2 知事は、前項の取下げの申し出を受理した場合は、様式8により認定申請者に通知する。

(取消し)

第11条 知事は、計画の認定の取消しを行う場合は、様式9により認定農業者に通知する。

2 認定農業者が計画の取消しを申し出る場合は、様式10を知事に提出する。

3 知事は、前項の申し出により計画の取消しを行った場合は、様式11により認定農業者に通知する。

(認定証明書の発行)

第12条 認定農業者が認定証明書の発行を希望する場合は、様式12を知事に提出する。

2 知事は、前項の証明申請書を受理した場合は、様式13により認定証明書を発行する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、計画を認定する場合に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(令和2年12月25日付け農技第857号)

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

付 則

(令和3年4月1日付け農技第109号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(令和5年4月1日付け農経第542号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(令和5年7月1日付け農経第544号)

この要領は、令和5年7月1日から施行する。